

○環境省令第十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二日

環境大臣 小泉進次郎

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

第一条 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類(以下「試料採取等対象物質」という。)ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。)を行うものとする。</p> <p>一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号に規定する第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合(土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等に使用した土壤があると認められる場合を含む。) 第十条の二に定める方法</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のお</p>	<p>(土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類(以下「試料採取等対象物質」という。)ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。)を行うものとする。</p> <p>一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号に規定する第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合(土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等に使用した土壤があると認められる場合を含む。) 同条に定める方法</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のお</p>

その分類)

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質^{（一）}とに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

- 一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「基準不適合土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
- 二・三 （略）

（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定）

第四条 （略）

その分類)

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質^{（一）}とに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

- 一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「基準不適合土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
- 二・三 （略）

（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定）

第四条 （略）

2 (略)

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 (略)

二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ (略)

ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) (略)

(2) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下

である場合 当該三十メートル格子内にある全ての一部対象区画

4 (略)

(第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壤汚染状況

2 (略)

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 (略)

二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ (略)

ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) (略)

(2) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下で

ある場合 当該三十メートル格子内にあるすべての一部対象区画

4 (略)

(第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壤汚染状況

調査)

第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第一号に係る対象地（以下この条及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にならぬ場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のう

調査)

第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第一号に係る対象地（以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る

ちいづれか一区画)について、試料採取等の対象とすること。

三〇六 (略)

二〇四 (略)

5 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第七項及び第八項において同じ。)の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

六〇九 (略)

第十四条の二 (略)

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地(第十条の二第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地)又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域(次に掲げる単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準(第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第二項第五号の測定を行った場合にあつては、第二溶出量基準)及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし

る単位区画のうちいづれか一区画)について、試料採取等の対象とすること。

三〇六 (略)

二〇四 (略)

5 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の二第二項において同じ。)の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

六〇九 (略)

第十四条の二 (略)

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域(次に掲げる単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準(第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあつては、第二溶出量基準)及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等

、当該区域のうち、第十条の二第二項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該各号に掲げる測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一・二 (略)

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが事実であると認められる場合に限る、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二・三 (略)

の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該各号に掲げる測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一・二 (略)

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが事実であると認められる場合に限る、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二・三 (略)

4・5 (略)

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第十九条 (略)

2 前項の届出書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る

4・5 (略)

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第十九条 (略)

2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。))の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る

る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十条第四号の確認をするものとする。

(施行管理方針に係る基準)

第四十九条の三 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

三 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態	一・二 (略)	施行管理方針の確認に係る土地	(略)	土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地	(略)	土地の形質の変更の施行方法
-----------------------	---------	----------------	-----	--	-----	---------------

土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

(施行管理方針に係る基準)

第四十九条の三 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

三 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態	一・二 (略)	施行管理方針の確認に係る土地	(略)	土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地	(略)	土地の形質の変更の施行方法
-----------------------	---------	----------------	-----	--	-----	---------------

<p>が大正十一年四月十日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（二の項を除く。）の土壤に由来する土地</p>		
--	--	--

2 (略)

(台帳)

第五十八条 (略)

2~4 (略)

5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあつては様式第二十三のお

<p>が大正十一年四月十日から公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（二の項を除く。）の土壤に由来する土地</p>		
---	--	--

2 (略)

(台帳)

第五十八条 (略)

2~4 (略)

5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあつては様式第二十三のお

りとする。

一〇十 (略)

十一 埋立地特例区域（形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであつて、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあつては、その旨

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ (略)

十二 埋立地管理区域（形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のい

りとする。

一〇十 (略)

十一 埋立地特例区域（形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであつて、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあつては、その旨

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ (略)

十二 埋立地管理区域（形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のい

ずれかに該当すると認められるものをいう。)にあつては、その旨

イ・ロ (略)

十三・十四 (略)

6・7 (略)

8 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面

二 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面

三 (略)

9・10 (略)

(掘削前調査の方法)

第五十九条の二 (略)

2・6 (略)

7 指定調査機関は、第五項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

8・10 (略)

(掘削後調査の方法)

第五十九条の三 (略)

2・6 (略)

ずれにも該当すると認められるものをいう。)にあつては、その旨

イ・ロ (略)

十三・十四 (略)

6・7 (略)

8 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面及び書類は、次のとおりとする。

一 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面及び書類

二 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類

三 (略)

9・10 (略)

(掘削前調査の方法)

第五十九条の二 (略)

2・6 (略)

7 指定調査機関は、前項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

8・10 (略)

(掘削後調査の方法)

第五十九条の三 (略)

2・6 (略)

7 指定調査機関は、第五項の規定により採取された五点の土壤を、それぞれ同じ重量混合するものとする。

8・9 (略)

(非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤の搬出をした場合の届出)

第六十四条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〜七 (略)

別表第七(第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係)

実施措置の種類	事項	軽微な変更の対 象となる事項
一〜四 (略)	(略)	(略)
五 土壤汚染の除去	一 基準不適合土壤の掘削による除去 イ〜ト (略) チ 掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要	(略)

7 指定調査機関は、前項の規定により採取された五点の土壤を、それぞれ同じ重量混合するものとする。

8・9 (略)

(非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤の搬出をした場合の届出)

第六十四条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〜七 (略)

別表第七(第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係)

実施措置の種類	事項	軽微な変更の対 象となる事項
一〜四 (略)	(略)	(略)
五 土壤汚染の除去	一 基準不適合土壤の掘削による除去 イ〜ト (略) チ 掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要	(略)

<p>措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、<u>ト</u>の目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法又は掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、<u>ト</u>の土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法により土壌含有量基準に適合する</p>

<p>措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、<u>浄化</u>により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法又は掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、<u>ト</u>の浄化により土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法により土壌含有</p>

別表第八(第四十条関係) 実施措置の種類 実施措置の実施の方法	七十一(略)	六 遮断工封じ込め ト 仕切設備が遮断の効力 其他の要件を備えたものであることを確認した結果 チ・リ (略) 又 覆いが遮断の効力其他の要件を備えたものであることを確認した結果	二 (略) 汚染状態にある土壌としたことを確認する方法
	(略)	(略)	(略)

別表第八(第四十条関係) 実施措置の種類 実施措置の実施の方法	七十一(略)	六 遮断工封じ込め ト 仕切設備が遮断の効力 及び其他の要件を備えたものであることを確認した結果 チ・リ (略) 又 覆いが遮断の効力及び其他の要件を備えたものであることを確認した結果	二 (略) 量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法
	(略)	(略)	(略)

一 三 (略)	四 地下水汚染の拡大の防止
一 (略)	<p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ハにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあつては、当該地下水</p>

一 三 (略)	四 地下水汚染の拡大の防止
一 (略)	<p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ハにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあつては、当該地下水</p>

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

<p>五 十一 （ 略）</p>	<p>（略）</p> <p>ホ （略）</p> <p>に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p>
------------------------------	---

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

<p>五 十一 （ 略）</p>	<p>（略）</p> <p>ホ （略）</p> <p>に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p>
------------------------------	---

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十二条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 様

(市長)

届出者 氏名又は名称並びに住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

十層市街地対策法（第三十条第七項の趣旨により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。）

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地					
土地の形質の変更の場所					
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ					
土地の形質の変更の着手予定日					
変更する本条上項の土地の用途を 受けた土地について は、第三十条第七項 の規定による上項 の形質の変更をす る場合	<table border="1"> <tr> <td>1. 地又は事業場の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 地又は事業場の形質の変更をす る予定日</td> <td></td> </tr> </table>	1. 地又は事業場の名称		1. 地又は事業場の形質の変更をす る予定日	
1. 地又は事業場の名称					
1. 地又は事業場の形質の変更をす る予定日					
別に有害物質使用 特定施設等が設置 されている土地又 は事業場の敷地 において、法第四 十条の規定による 土地の形質の変 更をする場合	<table border="1"> <tr> <td>有害物質使用特定 施設の設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定有害物質の種 類</td> <td></td> </tr> </table>	有害物質使用特定 施設の設置場所		特定有害物質の種 類	
有害物質使用特定 施設の設置場所					
特定有害物質の種 類					

備考 1 この届出の大きさは、日本建築規格A4とする。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法
人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第六（第二十一條の二第一項、第二十二條第一項關係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 様

(市長)

届出者 氏名又は名称並びに住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

十層市街地対策法（第三十条第七項の趣旨により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。）

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地					
土地の形質の変更の場所					
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ					
土地の形質の変更の着手予定日					
変更する本条上項の土地の用途を 受けた土地におい て、法第三十条第 七項の規定による 土地の形質の変 更をする場合	<table border="1"> <tr> <td>1. 地又は事業場の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 地又は事業場の形質の変更をす る予定日</td> <td></td> </tr> </table>	1. 地又は事業場の名称		1. 地又は事業場の形質の変更をす る予定日	
1. 地又は事業場の名称					
1. 地又は事業場の形質の変更をす る予定日					
別に有害物質使用 特定施設等が設置 されている土地又 は事業場の敷地 において、法第四 十条の規定による 土地の形質の変 更をする場合	<table border="1"> <tr> <td>有害物質使用特定 施設の設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定有害物質の種 類</td> <td></td> </tr> </table>	有害物質使用特定 施設の設置場所		特定有害物質の種 類	
有害物質使用特定 施設の設置場所					
特定有害物質の種 類					

備考 1 この届出の大きさは、日本建築規格A4とする。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法
人にあつては、その代表者）が署名することができる。

第二条 土壤汚染対策法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第二(第七条第一項関係)		別表第二(第七条第一項関係)	
特定有害物質の種類	地下水基準	特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第九条第一項第二号関係)

別表第三(第九条第一項第二号関係)

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第四 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第五 (第三十一条第二項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム四十ミリグラム以下であること。

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第四 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第五 (第三十一条第二項関係)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。

(略)

(略)

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令（以下「改正省令」という。）は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正省令第二条の規定の施行前に土壤汚染対策法（以下「法」という。）第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者（同項ただし書の確認を受けている場合であつて、改正省令第二条の規定の施行後に法第三条第六項の規定により当該確認を取り消され、又は同条第八項の規定による命令を受けた者を除く。）、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係る改正省令に

よる改正前の土壌汚染対策法施行規則第七条第一項の地下水基準、第九条第一項第二号の第二溶出量基準、第三十一条第一項の土壌溶出量基準及び第三十一条第二項の土壌含有量基準の適用については、なお従前の例による。

2 改正省令第二条の施行前に法第七条第一項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。

3 改正省令第二条の施行前に土壌汚染対策法施行規則第六十条第一項の規定により法第十六条第一項の認定の申請をした者に係る土壌の調査については、なお従前の例による。